

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年9月1日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長 岩永 勝

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 白灯油(ミニローリー) 30,300リットル
(2) 仕様等 JIS 1号
(3) 納入期間 平成28年10月1日～平成28年12月31日
(4) 納入場所 国際農林水産業研究センター
①隔離温室②育苗温室③育種素材開発温室④海外生物工学実験棟
入札金額は1リットル当たりの単価を記入すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%
に相当する額を加算した金額(小数点第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 契約規程第8条の規定に該当しない者であること
(3) 平成28・29・30年度の国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの競争参加資格における「物品の販売」の営業品目「燃料類」においてA～Dの等級に格付けされていること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
(4) 理事長から当所物品の購入及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でなく、また、国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
(5) 納入物品に係る出荷及び品質が確実であることを証明した者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当 〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
総務部財務課用度班調達第2係
TEL. 029-838-6327 FAX. 029-838-6328
(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
本公告日から平成28年9月15日(木)までの土、日曜日及び祝日を除く9:00から17:00まで、上記3(1)にて随時無料交付する。
(3) 入札説明会は行わない。
(4) 入札及び開札の日時及び場所
平成28年9月26日(月)11:00～
国際研究本館 1F 総務作業室
入札参加者は入札書等を当日当該場所へ持参すること。
但し、郵便入札を行う者は、平成28年9月23日(金)17:00までに入札書が到着するよう、書留にて郵送すること。なお、郵便入札の場合は入札限度回数を1回とし、再度入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金免除
(3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に従い、競争参加資格を有することを証明する書類を平成28年9月16日(金)17:00までに上記3(1)の場所へ提出しなければならない。
(4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
(5) 契約書作成の要否
(6) 落札者の決定方法
契約規程第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(7) 一般競争参加資格を有していない者の参加
上記2(3)に掲げる一般競争参加資格を有していない者で競争に参加しようとする場合は、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
(8) その他
詳細は入札説明書による。

<お知らせ>

国立研究機関が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、国立研究機関と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先
① 当法人において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
② 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当法人の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当法人OB)の人数、職名及び当法人における最終職名

② 当法人との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点でお仕事している当法人OBに係る情報(人数、現在の職名及び当法人における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)